

○厚木市子ども育成条例

平成24年12月25日

条例第31号

改正 平成25年6月26日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもが元気で心豊かに成長するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。

- (1) 子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、子どもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、子どもが望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。
- (2) 保護者が子育てについて最も重要な責任を有し、子どもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。
- (3) 子どもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が子ども及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。

(子育て関係機関の役割)

第3条 子育て関係機関（子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。）は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

2 子育て関係機関は、市が実施する子育て支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、保護者、子育て関係機関、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(子育て支援体制の充実)

第7条 市は、地域における子育てを支援する体制の充実を図るため、子育て支援のために必要なネットワークを形成するとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 子育てを行う家庭が相互に又は子育ての経験者と交流する機会を提供すること。
- (2) 子育てに関する課題を抱える家庭に対し、その状況に配慮した支援を行うこと。
- (3) 子育て関係機関に対し、必要な支援を行うこと。

(健康の確保及び増進)

第8条 市は、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境の充実)

第9条 市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(仕事と生活の調和)

第10条 市は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を図るため、事業者に対しては自主的な取組を行うために必要な支援を行い、労働者に対しては働きながら子育てを行うための支援の充実を図るものとする。

(子育てに適した環境の整備)

第11条 市は、安全な交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化その他の子育てに適した環境を整備するものとする。

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

(子どもの健全育成)

第12条 市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

(あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間)

第13条 市は、市民が家族の^{きずな}絆を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎ子ども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

(子ども育成推進委員会)

第14条 市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平25条例18・一部改正)

(評価等)

第15条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(子ども・子育て支援法に基づく機関)

第16条 子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく合議制の機関は、第14条第1項に規定する委員会とする。

(平25条例18・追加)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例18・旧第16条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第14条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により策定されている計画は、第6条の規定により策定された計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例の一部改正）

- 4 厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例（平成15年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成25年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。